

それぞれの条例のポイント

たばこによるやけどなどから安全を確保するために (路上喫煙等による被害の防止に関する条例)

市内全域	<p>【平成20年10月1日スタート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩きたばこをしないように努めましょう。 ・灰皿のある場所か、携帯灰皿を使用して喫煙するよう努めましょう。 <p>努力義務です。</p>
路上喫煙等禁止区域(右ページ)	<p>【平成21年4月1日スタート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこを吸う行為、火のついたたばこを持つ行為が禁止となります。 <p>違反 → 2,000円の過料となります。</p>

きれいなまち宇都宮を実現するために (みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例)

ごみのないきれいなまちづくりの基本理念	<p>①市民が住んで良かった、これからも住み続けたいと思い、次世代に誇りを持って引き継ぐことのできる「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、周囲の人々を思いやる心を持って行います。</p> <p>②来訪者が快適に過ごすことができ、来て良かった、また訪れたいと思うことのできる「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、おもてなしの心を持って行います。</p> <p>③市、市民など、事業者および所有者などが、「きれいなまち宇都宮」の実現を目指し、それぞれの責任を自覚し、協働して行います。</p>
近隣迷惑の防止	<p>土地・建物がいわゆる「ごみ屋敷」状態、「樹木の繁茂」、「廃屋」状態になり、近隣の良い生活環境を害さないよう適正に管理しましょう。</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」状態となって近隣に差し迫った危険がある場合には、市は所有者などに対し、廃棄物の除去などを命令できるようになります。</p>
市内全域	<p>【平成21年1月1日スタート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄、ポイ捨てを禁止します。 ・飼い犬などを連れ歩く際はふんを適正に処理しましょう。 ・自動販売機の管理者はごみ箱を設置し、ごみ箱や回収した空き缶などを適正に管理しましょう。 <p>違反 → 指導、勧告、事実などの公表を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物の不法投棄未然防止措置をとるとともに、不法投棄されたら現状回復しましょう。 ・空き地や空き家に害虫や悪臭が発生したり、雑草が繁茂したりしないよう適正に管理しましょう。 <p>違反 → 指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸い殻の散乱防止のため携帯用吸い殻入れを携帯しましょう。 ・車内にごみ箱などを設置しましょう。 <p>努力義務です。</p>
美化推進重点地区(右ページ)	<p>【平成21年4月1日スタート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみは持ち帰るか、ごみ箱に捨てましょう。 ・飼い犬などを連れ歩く際にはふんを自宅に持ち帰りましょう。 <p>違反 → 警告し、従わない場合は2,000円の過料となります。</p>

みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例についての問い合わせは、廃棄物対策課 ☎(632)2928へ。